

掛金納付月数 1.2 月～2.3 月の退職者を退職金の支給対象とした場合の影響（試算）

## 掛金納付月数12月～23月の退職者を退職金の支給対象とした場合の影響(試算)

- ① 掛金納付月数12月～23月での退職者数 単年度で約2万人
- ② 単年度支出増加額 約9.64億円

### 計算方法

$$\text{①} \left( \begin{array}{l} \text{単年度の掛金納付月数} \\ \text{12月～23月での退職者数} \end{array} \right) = (\text{単年度新規加入者数} \times 1) \times \left( \begin{array}{l} \text{全体における} \\ \text{掛金納付月数} \\ \text{12月～23月の} \\ \text{脱退者数の割合} \\ \times 2 \end{array} \right)$$
$$\text{②} (\text{単年度支出増加額}) = \left( \begin{array}{l} \text{単年度の掛金納付月数} \\ \text{12月～23月での退職者数} \text{①} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{年央における} \\ \text{掛金相当額の} \\ \text{約41\%分の} \\ \text{退職金額} \\ \times 3 \end{array} \right)$$

上記の結果は、以下の前提をおいて上記の計算式で試算したもの。

- ※1 単年度新規共済加入者は、平成15年度～平成19年度の新規加入者数の平均(約16.7万人)であるものとして試算。
- ※2 掛金納付月数が12月～23月で退職する者を、全体の約12%(建設業退職金共済制度脱退率調査を基に定められた責任準備金積立要領で用いる脱退率を使用)として試算。
- ※3 一般の中小企業退職金共済事業と同様、掛金納付月数が12月～23月である者については、掛け損(年央においては掛金相当額の約41%)となるように制度を設計するものとして試算。